

前回の研究会（3月13日）でご指摘いただいた主な点

- ・ 米国のチャプターナインを日本に導入することを考えた場合に、米国は州法と連邦法との関係という憲法上の問題があったが日本にはそのような問題がないこと、三権分立との関係でもかなり司法の権限が制限されていること、法人格が消滅しないということをも前提とすれば資産の清算についても検討が可能、といったことが指摘できるのではないか。
- ・ 債務調整を金融機関が望まないのは当然かもしれないが、自治体破綻の例を見ても一番困るのは住民、職員であるから、債務調整により再建案が厳しくなくなるという可能性もあるのではないか。
- ・ チャプターナインにおいては地方自治や住民自治は手続の中に出てこないが、日本に導入を検討する場合には、これらを考慮することが必要ではないか。
- ・ チャプターナインにおいては首長や議会の責任論が出てこないが、これについてはどう考えるか。また、例えば再建計画に議会が反対の立場をとるケースなどあると思うが、どう考えるか。
- ・ 自治体が行う事業について切り分けて考えた場合に、例えば民間的なものは切り離してしまい、民事再生法や破綻法制に乗せても良いものも幾つか考えられるのではないか。
- ・ 債務調整は貸す側の倫理観を問題にすることが多いが、借りる側の規律や倫理観も含めて、何のための債務調整なのかを考えないと、制度作りの議論は出来ないのではないか。
- ・ 地域の住民サービスを低下させないことが基本であり、その点が個人の破産と同様で、地域住民が離散したくなるのではなく、

長く住み続けてもらえるようにするのが、仮に債務調整をしたら場合の一番の目的になるのではないか。

- ・ 債務調整の導入は行政の規律を高める効果はあろうが、他方でどうしても他に代替する手段が少ない中で経営改善が難しい事業もある。その点が一律ではないため、さらに考慮が必要か。
- ・ 確かに一方的に自治体の経営が悪いからとは言えないが、自治体によってはモラルハザードを起こしているケースもある。そういったことについても議論が必要か。また、個別事業においても一般会計から資金を入れるのならば、各自治体が責任を持って行うべきではないか。